

昭和四十九年大蔵省令第四十二号

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則

資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、資金運用部資金の管理及び運用の手続に関する規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 本省資金（第二条～第十二条の二）
- 第三章 地方資金（第十三条～第四十条）
- 第四章 元金の償還及び利子の支払（第四十一条～第四十六条）
- 第五章 雜則（第四十七条～第四十九条）

附則 第一章 総則

（総則）

第一条 財政融資資金の管理及び運用の手続は、別に定めるものほか、この省令の定めるところによる。

第二章 本省資金

（借入れ等の要件）

第二条 財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）その他の法令により財政融資資金の運用を受けることができる法人その他の団体（現に財政融資資金の運用を受けている法人その他の団体を含み、地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）は、次の各号に掲げる要件を具備していなければ、本省資金（財政融資資金のうち法人等に対する運用に係るもの）をう。以下同じ。）の貸付け等（法人等に対する貸付け又は法人等の発行する債券（国債及び財政融資資金法第十条第一項第九号に規定する債券（第五条及び第四十九条において「外国債」という。）を除く。第五条において「法人債」という。）の応募若しくは引受けをいう。以下同じ。）を受けることができない。

- 一 債還の見込みが確実であること。
- 二 事業及び資金の計画が適切であること。
- 三 財務の経理が明確であること。
- 四 本省資金の償還について延滞がないこと。
- 五 貸付け等を受けようとする法人等の書類の提出（貸付け等を受けようとする法人等の書類の提出）

第三条 法人等は、本省資金の貸付け等を受けようとする場合には、当該貸付け等を受けようとする年度の開始前に、当該年度の予算、事業及び資金の計画その他の財務大臣が必要と認める書類を、財務大臣に提出するものとする。

2 法人等は、年度開始後に財政融資資金運用計画（財政融資資金法第十一條第一項に規定する計画をいう。以下同じ。）の変更により新たに貸付け等の予定額が定められた場合には、当該変更が行われた後速やかに、当該年度の予算、事業及び資金の計画その他の財務大臣が必要とする規則を次のように定める。

3 法人等は、前二項の規定により提出した書類に記載した事項の変更をしようとする場合に、当該変更が行われた後速やかに、当該年度の予算、事業及び資金の計画その他の財務大臣が必要とする規則を、財務大臣に提出するものとする。

たときはその旨を、当該申込みを行つた法人等に通知する。

（貸付けに係る借用証書の提出）

4 法人等は、前条の規定により財政融資資金短期資金借用証書（以下「本省資金借用証書」という。）を提出するものとする。ただし、前条第二項の規定により登録請求記載した書類をあらかじめ財務大臣に提出するものとする。

5 法人等は、前二項の規定により提出した書類に記載した事項の変更をしようとする場合に、当該変更が行われた後速やかに、当該年度の予算、事業及び資金の計画その他の財務大臣が必要とする規則を、財務大臣に提出するものとする。

債について国債二関スル法律（明治三十九年法律第三十四号）の定めるところにより登録することを必要と認めるときは、当該法人等に登録する請求書を送付する。

（国債等の応募又は引受けの依頼）

6 法人等は、その発行する国債等（国債、資本債及び外國債をいう。以下同じ。）について本省資金により応募又は引受けを行うことを依頼しようとする場合には、次の各号に掲げる法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項第三号に掲げる日でない日をいう。以下同じ。）前までに財務大臣に提出して、当該借入の交付を希望する日の七営業日（営業日）とは、日本銀行の休日及び行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項第三号に掲げる日でない日をいう。以下同じ。）前までに財務大臣に提出して、当該借入の交付を希望する日の七営業日前までに財務大臣に提出して、当該借入の交付を希望する日まで借入れの申込みを行なうことができる。

7 法人等は、前項の規定により登録済通知書（国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第四十一条に規定する登録済通知書をいう。以下同じ。）を日本銀行本店に提出させるものとする。ただし、前条第二項の規定により登録請求書の送付を受けた法人等にあつては、登録機関（日本銀行をいう。以下同じ。）に当該登録請求書に係る手続をさせるとともに、当該手続が完了した後遅滞なく登録済通知書（国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第四十一条に規定する登録済通知書をいう。以下同じ。）を日本銀行本店に提出させるものとする。

（振替法）

8 法人等は、前項の場合において、当該通知に係る国債等がその権利の帰属が社債、株式等の債券に係る手続をさせるとともに、当該手続が完了した後遅滞なく登録済通知書（国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第四十一条に規定する登録済通知書をいう。以下同じ。）を日本銀行本店に提出させるものとする。

9 法人等は、前項の場合において、当該通知に係る国債等がその権利の帰属が社債、株式等の債券に係る手続をさせるとともに、当該手続が完了した後遅滞なく登録済通知書（国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第四十一条に規定する登録済通知書をいう。以下同じ。）を日本銀行本店に提出させるものとする。

（貸付け等を受けた法人等の書類の提出）

10 法人等は、本省資金の貸付け等を受けた場合には、各年度の予算、事業及び資金の計画その他の財務大臣が必要と認める書類を当該貸付け等を受けた年度の翌年度から当該貸付け等の償還を終える年度までの各年度の開始前に財務大臣に提出するものとする。

11 法人等は、前項の規定により提出した書類に記載した事項の変更をしようとする場合には、当該変更しようとする内容及びその理由を記載した書類をあらかじめ財務大臣に提出するものとする。

（期限延長）

12 法人等は、前項の規定により応募又は引受けを行うことを決定した場合において、当該応募又は引受けを行うこととした国債等のうち貸付け等に係るも

には、各年度の貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務大臣が必要と認める書類を当該貸付け等を受けた年度から当該貸付け等の償還を終える年度までの各年度終了後速やかに、財務大臣に提出するものとする。

（期限延長）

13 法人等は、本省資金の貸付け等を受けた場合には、各年度の貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務大臣が必要と認める書類を当該貸付け等を受けた年度から当該貸付け等の償還を終える年度までの各年度終了後速やかに、財務大臣に提出するものとする。

（期限延長）

14 法人等は、前項の規定により応募又は引受けを行うことを決定した場合において、当該応募又は引受けを行うこととした国債等のうち貸付け等に係るも

（期限延長）

15 法人等は、前項の規定により応募又は引受けを行うことを決定した場合において、当該応募又は引受けを行うこととした国債等のうち貸付け等に係るも

（期限延長）

16 法人等は、前項の規定により応募又は引受けを行うことを決定した場合において、当該応募又は引受けを行うこととした国債等のうち貸付け等に係るも

を添えて、当該地方長期資金等の借入れを希望する日の二十営業日前までに財務大臣に提出するものとする。ただし、急を要するやむを得ない理由があると財務大臣が認める場合にあっては、当該借入れを希望する日までに財務大臣に財政融資資金地方長期資金等借入申込書を提出することができる。

2 財務大臣は、前項に規定する書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
(地方長期資金等貸付額決定の通知)

第三十条 財務大臣は、第十五条の二及び前条の規定により地方公共団体から提出を受けた書類に基づいて、地方長期資金等貸付額及び諸条件を決定した場合には財政融資資金貸付通知書により、貸付けを行わないことを決定した場合にはその旨を当該地方公共団体に通知する。
(地方長期資金等貸付額に係る借用証書の提出)

第三十一条 地方公共団体は、財務大臣から前条の規定により財政融資資金貸付通知書の送付を受けた場合には、資金の交付を受けるため、当該通知書に指定された貸付日の三営業日前までに、財務大臣に財政融資資金地方長期資金等借用証書を提出するものとする。ただし、やむを得ない理由があると財務大臣が認める場合には、当該貸付日までに財務大臣に財政融資資金地方長期資金等借用証書を提出するものとする。

二 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入の最高額を定めた
（地方短期資金貸付額決定の通知）

第三十四条 財務大臣は、前条の規定により地方公共団体から提出を受けた書類に基づいて、地方短期資金貸付額及び諸条件を決定した場合に財政融資資金貸付通知書により、貸付けを行わないことを決定した場合にはその旨を当該地方公共団体に通知する。この場合において、当該地方短期資金貸付額で現に貸し付けている地方短期資金の全部又は一部の額の借換えに係るものがある場合には、財政融資資金貸付通知書に代えて、財政融資資金借換通知書により当該地方公共団体に通知する。

（地方短期資金貸付額に係る借用証書の提出等）

第三十五条 地方公共団体は、財務大臣から前条第一項の規定により財政融資資金貸付通知書の送付を受けた場合には、資金の交付を受けるため、当該通知書に指定された貸付日の三営業日前までに、財務大臣に財政融資資金地方短期資金借用証書を提出するものとする。ただし、やむを得ない理由があると財務大臣が認める場合は、当該通知書に指定された貸付日までに財務大臣に財政融資資金地方短期資金借用証書を提出するものとする。

二 地方公共団体は、財務大臣から前条後段の規定により財政融資資金借換通知書の送付を受けた場合には、当該通知書に指定された借換日の三営業日前までに、地方短期資金貸付額を借入金額とする財政融資資金地方短期資金借用証書を財務大臣に提出したうえ、当該通知書に指定された借換日に、借換をしようとする地方短期資金に係る利子について第四十二条又は第十四条の二の規定による支払の手続をするものとする。ただし、やむを得ない理由があると財務大臣が認める場合にあつては、当該地方公共団体は、当該借換日までに財務大臣に財政融資資金地方短期資金借用証書を提出するものとする。これらの場合において、地方短期資金貸付額が借換をしようとする地方短期資金の額に満たない場合には、当該地方公共団体は、当該通知書に指定された借換日に、当該満たない額に相当する書類を添えて財務大臣に提出するものとする。

額について第四十一条又は第四十二条の二の規定による償還の手続をするものとする。
（地方短期資金の借換えに係る借用証書の提出をしなかつた場合の手続）
第三十六条 地方公共団体は、第三十四条後段の規定により財政融資資金借換通知書の送付を受けた場合において、当該通知書に指定された借換日の三営業日前（前条第二項ただし書の場合にあつては借換日）までに、前条第二項の規定による財政融資資金地方短期資金借用証書の提出をしなかつた場合には、当該通知書に記載された借換えをしようとした地方短期資金の金額について第四十一条の規定による償還の手続をするものとする。
（地方短期資金に係る借用証書の提出をしなかつた場合等の手続）
第三十七条 地方公共団体は、財務大臣から第十三条前段の規定による財政融資資金貸付通知書の送付を受け、当該通知書に指定された貸付日の三営業日前（第三十五条第一項ただし書の場合にあつては貸付日）までに第三十五条第一項の規定による財政融資資金地方短期資金借用証書の提出をしなかつた場合又は前条の場合において、当該通知書に記載された地方短期資金の貸付けを受けようとする日が当該貸付通知書に指定された貸付日又は当該融資資金地方短期資金借入申込書を財務大臣に提出するものとする。この場合において、新しく地方短期資金の貸付けを受けようとする日が当該貸付通知書に指定された貸付日又は当該借換通知書に指定された借換日から二週間以内の日である場合には、前段の規定により提出する財政融資資金地方短期資金借入申込書には、第三十三条各号に掲げる書類の添付は要しない。
（指定店の指定及び変更）
第三十八条 地方公共団体は、新たに財政融資資金の貸付けを受けようとする場合には、指定店（財務大臣が地方資金の回収及び利子の受入れに関する手続をさせたため指定する日本銀行の本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）の本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）の本店、支店又は代理店を、前項の規定により指定を受けた指定店を変更しようとする場合には、財務大臣が別に定める書式による財政融資資金指定店指定申請書を財務大臣に提出するものとする。
（地方公共団体は、前項の規定により指定を受けた指定店を変更しようとする場合には、財務大臣が別に定める書式による財政融資資金指定店変更承認申請書を財務大臣に提出するものとする。

（法令の規定による他の地方公共団体への債務の承継）

第三十九条 法令の規定により、地方公共団体が貸付けを受けた地方資金に係る債務を他の地方公共団体が承継した場合には、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める地方公共団体は、速やかに財政融資資金債務承継通知書を財務大臣に提出するものとする。

一 承継により債務を免れた地方公共団体（以下本条において「旧地方公共団体」という。）
が消滅又は解散した場合、承継により債務を負担した地方公共団体（以下本条において「新地方公共団体」という。）

二 旧地方公共団体が分立又は境界変更した場合、新地方公共団体と連署のうえ旧地方公共団体

3 財務大臣は、前項に規定する承継が債務の一部に係るものである場合において、同項の規定により財政融資資金債務承継通知書の提出を受けたときは、当該借用証書等提出請求書に指定された地方資金借用証書又は追証書を財務大臣に提出するものとする。

（他の地方公共団体による債務の引受け）

第四十条 地方公共団体が貸付けを受けた地方資金に係る債務を他の地方公共団体が債務の引受けにより承継しようとする場合には、当該承継により債務を免れる地方公共団体（以下本条において「旧地方公共団体」という。）は、当該承継により債務を負担する地方公共団体（以下本条において「新地方公共団体」という。）と連署のうえ、財政融資資金債務承継認知書を財務大臣に提出するものとする。

2 財務大臣は、旧地方公共団体及び新地方公共団体に対し、前項の規定により旧地方公共団体から提出を受けた財政融資資金債務承継承認申請書の記載事項が適当であると認めた場合には、当該地方公共団体にその旨を通知する。

3 財務大臣は、前二項の規定により地方公共団体から提出を受けた書類に基づいて、指定又は変更を承認した場合又は適当でないと認めた場合には、当該地方公共団体にその旨を通知する。

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村（東京都の市町村及び特別区を除く。）の区域内にあるもの（以下「被災地方公共団体」という。）については、平成二十一年三月十一日から平成二十四年三月末日までの間に地方資金の償還について延滞があった場合においても、第十四条第四号の規定にかかるらず、地方資金の貸付けを受けることができる。

平成二十二年度又は平成二十三年度に第十七条の規定により財政融資資金貸付予定額通知書の送付を受けた被災地方公共団体については、第一項各号に掲げる書類を提出することができる。

第二十一条第一項又は第二十九条第一項の規定にかかるらず、平成二十四年三月末日までに財務大臣に第二十一条第一項各号又は第二十九条第一項各号に掲げる書類を提出することができる。

平成二十二年度に第十七条の規定により財政融資資金貸付予定額通知書の送付を受けた被災地方公共団体については、第二十八条第一項の規定にかかるらず、別紙第十六号書式の財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認申請書（以下本項において「申請書」という。）を平成二十三年五月末日までに財務大臣に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、被災地方公共団体が同日までに申請書を提出しない場合には、第二十七条に規定する貸付期日までに普通地方長期資金等の貸付けを受けない金額（第十九条の規定により別紙第十二号書式の財政融資資金普通地方長期資金等貸付予定額不使用額報告書の提出を受けた場合にあっては、報告を受けた不用額を控除した金額）について、申請書の提出が行われたものとみなして、第二十八条第二項の規定を準用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る地方債の特例に伴う地方資金の種類の特例）

令和二年年度から令和四年度までの間に限り、第十五条第三項中「第二十四条第二項及び」とあるのは「第二十四条第二項」と、「第一百二条第一項」とあるのは「第二百二条第一項及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）附則第三十三条の五の十二」と読み替えて適用する。

第十五条第四項に規定する地方短期資金には、地方財政法附則第三十三条の五の十二の規定に基づく地方債に係る地方特別資金を含まないものとする。

第十五条第四項に規定する地方短期資金は、地方公共団体が、地方財政法附則第三十三条の五の十二の規定に基づく地方債に係る地方特別資金を含まないものとする。

別資金の貸付けを受けようとする場合には、第十五条の二の規定にかかるらず、財務大臣が別に定める書式による財政融資資金普通地方長期資金等借入金利設定（変更）申込書の提出は要しない。この場合において、第三十条の規定の適用については、同条中「第十五条の二及び前条」とあるのは、「前条」とする。

附 則（昭和五三年六月二〇日大蔵省令第

第四五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年一月二二月二〇日大蔵省令第五五号）抄

この省令は、昭和五十四年一月一日から施行し、改正後の大蔵省組織規程別表第十表東京国税局の部淀橋税務署の項の規定は、昭和五十三年七月一日から、同部藤沢税務署の項の規定及び厚木税務署の項の規定は、同年十一月一日から施行する。

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年一二月一七日大蔵省令第

二号）
この省令は、平成六年六月一日から施行する。

附 則（平成六年五月二七日大蔵省令第

五五号）
この省令は、平成六年六月一日から施行する。

附 則（平成四年一二月一七日大蔵省令第

二号）
この省令は、平成六年六月一日から施行する。

附 則（平成六年五月二七日大蔵省令第

五五号）
この省令は、平成六年六月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年一〇月一日大蔵省令第五三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年一月二二日大蔵省令第

四号）
この省令は、平成元年二月一日から施行する。

附 則（平成三年三月二八日大蔵省令第

一二号）
この省令は、平成三年四月一日から施行する。

管理及び運用の手続に関する規則別紙第二十四号書式並びに資金運用部資金の管理及び運用の手続に関する規則等の臨時特例に関する省令別紙第三号書式及び別紙第四号書式の用紙の取扱いにあつては、この省令施行後の地方公共団体その他の借入者からの払込み並びに日本銀行及び財務大臣の事務の取扱いは、なお従前の例によつて、改正前の書式中「大蔵省理財局長」とあるのは「財務省理財局長」と「大蔵省所管」とあるのは「財務省所管」と読み替えるものとする。

（様式の特例）
第三条 前条に規定するもののほか、この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の規式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（第三条）
第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（第三条）
第二条 地方公共団体は、平成十三年度に普通地方長期資金又は普通地方特別資金の貸付けを受けるようとする場合には、第四条の規定による改正後の財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号。以下「新管理運用規則」という。）第十五条の二の規定の例により、同規則別紙第十一号の二の規定により提出された書式の財政融資資金普通地方長期資金等借入金利設定（変更）申込書を大蔵大臣に提出するものとする。

（第三条）
第三条 前項の場合において、申込書の書式中「大臣」とあるのは「大蔵大臣」と読み替えるものとする。

（第三条）
第四条 第一項の規定により提出された申込書は、新管理運用規則第十五条の二の規定により提出されたものとみなす。

（第三条）
第五条 この省令施行前に財務大臣が発行し、又は交付し若しくは送付したこの省令による改正前の資金運用部出納及び計算整理規則別紙第二号書式及び別紙第三号書式、資金運用部資金の管理及び運用の手続に関する規則別紙第二十四号書式並びに旧臨時特例省令別紙第三号書式及

び別紙第四号書式の用紙の取扱いにあつては、この省令施行後の方公共団体その他の借入者からの払込み並びに日本銀行及び財務大臣の債務の取扱いは、なお従前の例による。この場合において、改正前の書式中「資金運用部資金」とあるのは「財政融資資金」と、「資金運用部貸付金」とあるのは「財政融資資金貸付金」と、「損害金」とあるのは「補償金」と、「資金運用部特別会計」とあるのは「財政投融資特別会計財政融資資金勘定」と読み替えるものとする。

4 日本銀行本店は、前項の規定により取扱証券会社等から取引残高報告書の提出を受けた場合においては、これを遅滞なく理財局長に送付するものとする。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一七年三月三〇日財務省令
第一号）抄
（施行期日）
第二号）抄

規則の一部改正に伴う経過措置
第七条 既登録社債等については、第七条の規定による改正前の財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第九条の二第二項の規定は、なおその効力を有する。

第六条 前条に規定するもののほか、この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則
（平成一四年三月八日財務省令第
八号）

第一案 この省令は、公布の日から施行する。
(財政融資資金出納及び計算整理規則等)一部

改正に付、総述特記

年大蔵省令第四十二号) (以下「新管理通用規則」という。) 第四十九条第二項の規定にかかる

十九条第一項に規定する取扱証券会社等をい
う。以下同じ。)は、平成十四年三月三十一日

関する内閣府令（平成十年總理府令・大藏省令第三十二号）別表第ハニ規定する取引戻高報告

書をいへり。『一』は「一」の作法。不作語考引。証を提出することができる。

3 しては、なお従前の例による
日本銀行本店は、この省令による改正前の財

第四十九条第二項又は第一項の規定により提出を受けた有価証券預り証について、平成十四年

預り証に係る外国債を取り扱う取扱証券会社等
に引き渡すものとし、これにて当該有価正

い引き渡すものとし、これに付して当該有価証券預り証と照合確認を行つた取引残高報告書を

るものとみなして同条第三項の規定を適用す。日本銀行本店は、前項の規定により取扱証券提出を受けた取引残高報告書は、新管理運用規則第四十九条第二項の規定により提出を受けおいては、これを遅滞なく理財局長に送付するものとする。

附 則 (平成一四年八月八日財務省令第四七号)

施行期日 この省令は、公布の日から施行する。
(社内措置)

条 この省令による改正後の財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和四十九年大蔵省令第四十二号)(以下「新管理運用規則」という)第三条、第六条、第七条及び第八条の規定は、平成十五年度以後に行われる財融資資金の貸付け等(貸付け又は債券の応募しくは引受けをいう。)に係るものについて適用し、平成十四年度以前に行われる財政融資金の貸付け等に係るものについては、なお従前の例による。

この省令の施行前にこの省令による改正前の財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定によつてした申込み、依頼、通知その他の行為であつて、新管理運用規則の規定に相当の規定があるものは、新管理運用規則の相当規定によつてしまるものとみなす。

附 則 (平成一五年三月二十四日財務省令第一二号)

施行期日 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第二条(第二十号書式に関する部分に限る)、第三条(第七条第二項の改正規定に係る部分に限る)、次条及び附則第三条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。
(社内措置)

条 日本郵政公社法施行法による廃止前の郵貯金特別会計法第十七条による郵便貯金特別会計の余裕金に属する財政融資資金に預託されている資金の受払いに関しては、日本郵政公社施行法の施行後においても、なお従前の例に

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月三〇日財務省令
第二三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、財務大臣（財務省理財局長又は財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。）若しくは財務事務所長（小樽出張所長及び北見出張所長を含む。）を含む。附則第三条において同じ。）に対してすべき申請届出その他の行為に係る規定については、公布の日から施行する。（地方資金に係る経過措置）

第二条 地方資金について、平成十七年五月三十日までに取り扱ったものは、なお従前の例によることができる。（申請等に係る経過措置）

第三条 この省令の施行前に法令の規定により財務大臣がした通知その他の行為は、この省令の施行後は、この省令の施行後の法令の相当規定に基づいて財務大臣がした通知その他の行為とみなす。

2 この省令の施行前に法令の規定により財務大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、この省令の施行後は、この省令の施行後の法令の相当規定に基づいて財務大臣に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第五条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができます。

附 則（平成一八年三月三一日財務省令
第一四号）

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 地方資金については、平成十八年五月三十一日までに取り扱つたものは、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一九年一二月一四日財務省令
令第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年一二月一四日財務省令
令第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年一月四日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月九日財務省令第一号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月二一日財務省令第一一号) 抄
(施行期日)
(旧書式の使用)

第六条 この省令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月一日財務省令第七七号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第一条、第三条及び第四条中別紙第二十四号書式（乙）の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。
(旧書式の使用)

第二条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができます。

附 則 (平成二〇年一二月二二日財務省令第八四号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年一月五日）から施行する。

附 則 (平成二二年六月一九日財務省令第四二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三日財務省令第七号)
この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。ただし、「**Ⅲ 臨時財政対策債**」の下に「**Ⅳ 再生振替特例債**」を加える改正規定は、公布の日から施行する。

第七条 既登録社債等については、第七条の規定による改正前の財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第九条の二第二項の規定は、なおその効力を有する。

条、第四十一条第一項並びに第四十七条の規定は、令和五年度において運用する令和四年度の予算に係る財政融資資金の貸付けについて、なおその努力を有する。